

施 行 内 規

1. この内規は、施行細則7に基づいて定める。
2. 評議員の選出は、次の方法による。
 - (1) 都道府県知的障害者福祉協会（以下「地方会」という）から選出する評議員は次のとおりとする。
 - ア 地方会を代表する代表評議員は、各地方会1名とし、理事会に推薦する。但し、北海道にあっては、代表評議員は3名とする。
 - イ 前項アの地方会を代表する者が理事、監事となる場合にあっては、当該地方会はそれに代わる者を評議員に推薦することはできない。
 - (2) 部会から選出する評議員は、次のとおりとする。
 - ア 各地区会において、分科会ごとに1名を選出し、分科会委員として会長に推薦する。
 - イ 各分科会は、委員の互選により、それぞれ1名を理事会に推薦する。但し、分科会を代表する者が理事となる場合にあっては、当該分科会はそれに代わる者を評議員に推薦することはできない。
 - (3) 支援スタッフ部会から選出する評議員は、委員の互選により1名を選出し、理事会に推薦する。
 - (4) 会長が推薦する評議員は6名とし、広く学識、経験等を有し、協会の運営と発展に必要とされる人材であることとする。
 - ア 会長が推薦する評議員のうち3名は、同業者以外の者とする。
 - イ 会長が推薦する評議員については、理事会の承認を得なければならない。
3. 評議員の区分と定数。

評議員の区分と定数は別表〔4〕による。
4. 理事の選出は、次の方法による。
 - (1) 地区会から選出する理事は、9名とし、別表〔5〕の区分ごとの互選によるものとし、それを評議員会に推薦する。
 - (2) 部会から選出する理事は、部会ごとの互選によるものとし、それを評議員会に推薦する。
 - (3) 支援スタッフ部会から選出する理事は、委員の互選により1名を評議員会に推薦する。
 - (4) 会長が推薦する理事は1名とし、理事会の承認を得た者（推薦理事）で、次の推薦方法による。
 - ア 推薦理事は、広く学識、経験等を有し、協会の運営と発展に必要とされる人材であることとする。
 - イ 推薦理事は、同業者以外の学識経験者とすることができる。
 - ウ 推薦理事について、理事会、評議員会にその推薦理由を明示しなければならない。
 - (5) 会長が理事会の承認を得て、指名するもの（指名理事）は、次のとおりとする。
 - ア 指名理事は常任理事とし、協会業務を掌理し、協会業務の円滑な推進と協会の

発展に必要とされる人材であることとする。

イ 会長は、指名理事について、理事会、評議員会にその指名理由を明示しなければならない。

5. 理事の区分と定数。

理事の区分と定数は別表〔5〕による。

6. 会長の選出は、次の方法による。

(1) 評議員会において、理事の中から会長候補者2ないし3名を推薦する。

ア 会長候補者の推薦方法は、各評議員が候補者として推薦する者1名について投票し、得票数の多い上位2ないし3名を会長候補者とする。

イ 上記アの選挙管理業務は事務局が行う。

(2) 理事会は、前項(1)による会長候補者2ないし3名の中から会長を選出する。

ア 会長の選出方法は、各理事が会長候補者2ないし3名の中から1名について投票し、得票数が過半数に達した者を会長とする。

イ 上記アの選挙管理業務は事務局が行う。

7. 副会長の選出は、次の方法による。

理事会において、3名の副会長を選出する。ただし、副会長には地区代表理事、部会代表理事それぞれから1名以上の者を選出しなければならない。

ア 副会長の選出方法は、次のとおりとする。

① 各理事が、地区代表理事から1名、部会代表理事から1名について連記、投票し、それぞれ過半数に達した者を副会長とする。

② 各理事が、前項により選出された者を除く理事の中から1名について投票し、過半数に達した者を副会長とする。

③ 上記①、②の投票で過半数に達しない場合は、得票数の多い上位2位までの者について投票し、得票数が過半数に達した者を副会長とする。

イ 上記アの選挙管理業務は事務局が行う。

8. 監事の選出は、次の方法による。

会長が推薦し、評議員会の承認を得たもの。

9. 会長、副会長、常任理事、理事（会長、副会長、常任理事を除く。）、監事の再任の期限（在職の期限）は、原則として3期6年とする。ただし、それぞれの職務についての期限とする。

10. 評議員又は理事、監事の欠員補充については、2及び4、8の定めるところによる。

附 則

この内規は、昭和53年4月1日から実施する。

附 則 平成10年9月28日改正

附 則 平成12年2月25日改正（平成12年4月1日施行）

附 則 平成14年3月8日改正

附 則 平成15年5月29日改正

附 則 平成15年12月24日改正

附 則 平成16年3月18日改正（平成16年4月1日施行）

別表4

評議員の区分と定数

区 分	都道府県知的障害者福祉協会									小 計	会 長 推 薦	部 会	合 計
	北 海 道	東 北	関 東	東 海	北 陸	近 畿	中 国	四 国	九 州				
	6 県	1 都 8 県	4 県	4 県	2 府 4 県	5 県	4 県	8 県					
定 数	3 人	5 人	8 人	3 人	3 人	5 人	4 人	3 人	7 人	41 人	6 人	9 人	56 人 以 内

※上記の定数にある者で、理事になる場合又は評議員を兼ねる場合は、上記定数は、その数を減じたものとする。

別表5

理事の区分と定数

区 分	地 区 会									小 計	会 長 指 名 (常 任 理 事)	会 長 推 薦	部 会					小 計	合 計
	北 海 道	東 北	関 東	東 海	北 陸	近 畿	中 国	四 国	九 州				発 達 支 援 部 会	生 活 支 援 部 会	日 中 活 動 支 援 部 会	地 域 支 援 部 会	支 援 ス タ ッフ 部 会		
定 数	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	9 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	5 人	16 人